

「iPadを利用した実践的私法教育の研究」報告

——大学間ゼミ対抗法律討論会でのiPad使用と、
私法教育における法律討論会の効用について——

足 立 清 人
長 屋 幸 世

「iPad を利用した実践的私法教育の研究」報告

——大学間ゼミ対抗法律討論会での iPad 使用と、私法教育における法律討論会の効用について——

足立 清人
長屋 幸世

目次

はじめに

1. 足立ゼミにおける状況
2. 長屋ゼミにおける状況
3. 今後の課題

おわりに—若干のまとめと今後の共同研究の課題

はじめに

本共同研究は、学生の私法教育について、「大学間ゼミ対抗法律討論会」や「模擬裁判（合同ゼミ）」を素材に、タブレット端末 iPad を利用しての実践的私法教育の方法につき、考察・研究し、実践することを目的とした¹。

過去3年間、実体法と手続法のゼミが参加し、民法（実体法）問題につき討論する「大学間ゼミ対抗法律討論会」を開催してきた²。これを通し、私法教育の問題や、法律討論会の企画・開催・運営の難しさ、実体法・手続法関連教育の必要性等の課題に直面し、今後の学生の私法教育につき、手続法と実体法の教員が協力し取り組む方策を探るべきとの認識を共有するに至り、本共同研究を組織するに至った。そこで、現状では、学生の書籍離れが著しく、紙媒体での教材では学生の関心を高めることは困難であること、同時に、現実の裁判でも様々な側面で情報端末が取り入れられており、それらを利用した法廷プレゼ

ンテーションの効用等も検討されている状況等に鑑み³、iPad を利用してのゼミ運営・講義運営・討論会参加・教材開発に、取り組むべき課題を見出した。

当該テーマに関しては、先行研究として、単なる法学教材の提示装置としての iPad 利用についての言及は存在するが⁴、法令・判例情報の検索・共有や携帯電話との連携などの iPad の特性を活かした利用法については研究例がなく、法律討論会や模擬裁判等、私法教育でのより実践的な活用に言及したのも見当たらない。したがって、本研究は、我が国において前例のない先駆けの取り組みであり、学術的にも獨創性を有しているものと確信する。

本研究は、汎用性のある iPad を利用した実践的私法教育の実践・方法論を対象とするもので、本学・民法担当 足立と、民事訴訟法担当 長屋とが共同で行った。2012年度は、実体法教育と手続法教育双方に対する iPad の活用路の分析や効用を検討するために、「大学間ゼミ対抗法律討論会」⁵において iPad を利用し、まずその実践の基礎的なデータを収集することとし、予め担当教員間で iPad の利用方法を定めて、法律討論会前に両ゼミに iPad を配布した⁶。

法律討論会における iPad の利用法として、①両ゼミ間の図書貸出情報の共有、② Microsoft の Office Excel に対応する iPad 用のソ

フト Numbers を利用しての iPad 利用記録の提出, ③スケジュール管理, ④学生間の情報共有および教員への進捗状況の報告のために, 勉強会の状況・まとめを iPad で撮影・録画し, You Tube で公開すること, ⑤ iPad の通信機能を利用しての判例・法令データベースへのアクセス, ⑥法律討論会当日, Microsoft の Office PowerPoint に対する iPad 用のソフト Keynote を利用してのプレゼンテーション, さらにデータ通信を利用しての必要な判例等の検索を, ゼミ生に指示した。利用の状況については, 各ゼミの報告をご覧いただきたい。

本稿では, 1, 2 で, 足立・長屋両ゼミにおける「大学間ゼミ対抗法律討論会」に向けての準備状況と iPad の利用状況について報告し, 3 で2012年度の iPad の利用状況を踏まえての今後の課題を整理し, 最後に若干のまとめと今後の研究計画について記す。なお, はじめにを足立・長屋共同で執筆し, 1, おわりにを足立が担当し, 2, 3 を長屋が担当した。

1. 足立ゼミにおける状況

足立ゼミの法律討論会に向けての取り組み, iPad の利用状況を全体的に報告する。

(1) 2012年度2年足立ゼミの展開について

2012年度「大学間ゼミ対抗法律討論会」には, 足立ゼミでは, 2012年度演習 I 2年ゼミが参加することになった⁷。2年ゼミの構成は, 2年女子が4名。討論会に参加するゼミの中では, 一番人数が少なかったため, 足立が担当した本学・2年次配当「民法Ⅲ(契約法)」の講義で討論会参加者を募り, 新たに, 2年女子が2名加わり, 正規ゼミ生4名と2名, 計6名での参加となった。

2012年度2年足立ゼミ(以下, 2年ゼミとする)では, 外国での代理出産によって出生した子の出生届の受理について争われた最決

平成19年3月23日民集61巻2号619頁を素材として取り上げ, 本判決の事実関係, 判旨の法律論, それに対しての学説の展開, さらに, 代理母, ひいては生殖補助医療に関わる学際的な論議を, 1年間かけてフォローして, 最終的に, ゼミ生と担当教員・足立とで勉強の成果を論文としてまとめることを目的とした。前期は, 当該判決の事実関係・判旨の内容理解, 学説のフォロー, 関連分野(社会学, ジェンダー論など)の文献渉猟と読解・発表を行った。後期は, 前期に学んだ知識の整理と, 新たな知識の習得, 外部団体へのインタビューなども取り入れて, ゼミ生と足立とで論文作成に取りかかることを予定していたが, 10月1日の討論会の問題配布以降, ゼミ生は, 討論会の勉強にかかりきりとなってしまったため, 当初の予定を実現することができなかった⁸。

(2) 2012年度「大学間ゼミ対抗法律討論会」に向けて

足立ゼミでは, 民法の勉強を始めて1年にも満たない2年ゼミ生が法律討論会に参加することから, ゼミ生には夏休みに民法の勉強をすることを指示した。2年生には難しい内容だが, 山野目章夫編著「ケースではじめる民法」(弘文堂, 2003年)をテキストとして取り上げた。2年ゼミ生の勉強には, 一昨年・昨年と討論会に参加した2012年度4年ゼミ生(以下, 4年ゼミ生とする)が付き合ってくれた⁹。2年ゼミ生は, 4年ゼミ生の指導のもと, 夏休み中, 一週間に一回, 勉強会を開催した¹⁰。もっとも, この勉強会自体, 2年ゼミ生間での勉強に対しての意識の温度差¹¹(シラバスには掲げてあったにもかかわらず, 討論会への参加に興味が無いという学生も存在した), テキストの難しさ, 2年の指導に関して4年ゼミ生間での意見対立¹²もあり¹³, 必ずしも討論会の役に立ったとは言えない(2年ゼミ生に, 勉強の厳しさ・大変さを伝えることには役に立った)。

(3) 2012年度「大学間ゼミ対抗法律討論会」 問題配布以降

2012年10月1日(月)のゼミ対抗法律討論会の開会式で問題が配布され、足立ゼミは、旭川大学・佐古田ゼミと対戦することになった(佐古田ゼミも、昨年討論会に参加した3年生が1人いるものの、その学生以外は、2年生で、ちょうど釣り合いが取れるかたちになった)。佐古田ゼミ対足立ゼミの試合に割り振られた問題は、種類債権の特定、弁済の提供、相殺、同時履行の抗弁権、危険負担を論点として取り込んだ問題だった。当該論点は、2年次前期に配置されている「民法Ⅱ(契約法)」, 2年次後期の「民法Ⅳ(債権総論)」で学ぶ問題であり¹⁴、2年ゼミ生にとっては、講義で学んだ知識を実際に活用することにつながり、良い勉強の機会になったと思われる¹⁵。

問題配布後、2年ゼミ生は、全員の日程を調整して、週3回勉強会を開催していた(火曜1限、木曜1限、金曜5限¹⁶)。開催場所は、本学・図書館のグループ学習室である。ゼミ生は、まず、問題に関係のありそうな文献を収集し、分からない部分をメンバー間で話し合い、レジュメとしてまとめる、という作業を行った。最初は、討論会まで1ヶ月半もあると、悠長に構えていたようだが、10月も半ば過ぎると、自分たちの準備不足に気が始めて、論点ごとに担当者を分けて、勉強を進め始めた(もっとも、この点、論点ごとに知識の偏りが生じて、あまり良くない結果に終わったようである)。討論会の問題の論点は、先に述べたように、契約法、債権総論に関わる問題であった。同時履行の抗弁権・危険負担については、すでに前期の「民法Ⅲ(契約法)」の講義で学んだはずであり、債権総論にかかわる種類債権の特定、弁済の提供、相殺といった問題についても、後期の「民法Ⅳ(債権総論)」の講義で、同時並行で学んでいたはずだが、講義が討論会の問題の解法に

役に立ったかどうかは、甚だ心許ない感がある¹⁷。2年ゼミ生は、ゼミ生間で、討論会に対しての温度差や、勉強・知識の定着度合いのばらつきなど、問題を抱えながらも、準備書面(11月8日)、追加書面(11月16日)を期限通りに提出して、討論会当日に臨むこととなった。なお、準備書面の作成にあたっては、昨年度の法律討論会で各ゼミから提出された準備書面を模範に作成したようである。

iPadの利用法については、教員間の申し合わせに従った。足立ゼミでは、スケジュール管理については円滑に行われ、動画撮影については、You Tubeへのアップロードで戸惑いが見られたが、ほぼ予定通り行われており、教員がゼミの勉強の状況を把握することができた。共有フォルダでの借用図書管理については、開会式で両ゼミで確認したものの、両ゼミの意思疎通不足で上手く機能していたとは言い難かった。iPad利用記録の提出についても、最初の2、3回は行われたが、動画撮影などで手間がかかり、それ以降、行われなかった。また、足立ゼミ独自の取り組みとして、Googleドライブに法律討論会用フォルダを作成して、メンバー間で、レジュメを共有して、知識の均等化を図ろうとした。しかし、これも上手く機能していたとは言い難いようである(メンバー間の温度差を原因とする)。もっとも、教員側としては、学生のレジュメを閲覧することで、学生の勉強の進展度合い、理解度を把握することができた。

また、ゼミ生は、大学図書館のグループ学習室を使って、勉強会を開催していたので、図書館からパソコンを借りて、レジュメ作成を行っており、iPadの利用は、ネット環境を通じての、基本用語の検索や、判例検索に限られたようである(もっとも、iPadのキーボードの使いがたさという指摘が学生からは出されている)。

(4) 法律討論会当日

足立ゼミは、当日10時開始の第一試合だっ

たので、雪のためJRが動かないなどの不測の事態に備えて、前日から小樽に宿泊した¹⁸。前夜、ゼミ生は最後の打ち合わせなどを行っていたようである。こうして討論会本番を迎えた。

試合の進行については、予定表を予め配布しておいたので、主張、質問、回答については、滞りなく進んだ。ゼミ生は、役割分担、論点の担当も決めていたようである。試合の山場である前半40分・後半40分の討論については、ジャッジを務めていただいた北海学園大学 内山先生と北海道大学(現・北海学園大学) 稲垣先生の見事な交通整理により、学生の理解不足や緊張による混乱が少し見られたものの、足立ゼミに関する限りは、現時点での力を出すことができたのではないかと感じている。もっとも、佐古田ゼミには、昨年の討論会を経験した3年生が1人加わっており、足立ゼミも、一昨年・昨年と討論会に参加した4年からアドバイスを受けていたことが、試合の円滑な進行に寄与したものと思われる。試合結果は僅差で、足立ゼミの勝利であった。(第1試合の結果が、試合後出されて、ゼミ生は安堵感もあったのか、第2試合の観戦中は、第2試合の問題を自分たちなりに解決しようとし、また長屋・南両ゼミの議論に聞き入っていた。)

法律討論会当日のiPadの使用は、教員間の申し合わせで、Office PowerPointに相当するiPad用ソフトKeynoteを使って、プレゼンテーションをする予定だったが、足立ゼミでは、足立の指示不足と、ゼミ生にそれをする余裕がなかったために、iPadを使用するプレゼンテーションを行うことができなかった。また、当初の予定では、試合の間、iPadのインターネット環境を通じて、判例検索や基本用語検索を行うことも考えられていたが、学生に、そこまでの余裕はなかったようである。そうして、結局、iPadは、試合に持ち込んだパソコンとともに、相手方主

張のメモのためのツールとして用いられた。なお、我われ教員は、iPadを試合管理のためのタイマーとして利用した。

(5) 小括

第2試合の観戦中のゼミ生の様子を見ても感じたことだが、ゼミ生は討論会を経験して、自信をつけたように思われる。その後のゼミ活動においても、勉強に対しての態度、積極性、自己主張が、討論会以前とは、確実に変わった。足立ゼミに関しては、試合で勝利したことも、その要因ではあるのだろうが、討論会が、ゼミ生の勉強への意欲、積極性・主体性などのような社会人基礎力の育成についても、有益な機会であると実感している。

討論会の準備の過程と試合に関して、ゼミ生の多くが、自分たちの勉強不足を、反省点として挙げていた。この反省を、2013年度の法律討論会、そして各人の勉強に役立てていってくれば、と思う。

iPadの利用について、スケジュール管理、ゼミ生の勉強の進捗状況のチェックには、有益だった。他方で、学生からは、あまりiPadを使いこなすことができなかったが、その有用性は認識できるという意見が多く出された。iPadの機能、利用法がもっと具体的に分ければ、有効に活用できたのではないかと、いう指摘である。法律討論会での利用に限らず、普段の講義やゼミにおいても、学生にiPadを使用させて、その扱いに習熟させる必要があるのかもしれない。また、教員側としても、2012年度は、各ゼミに1台iPadを割り当てて使用させる、という形態を取ったが、各ゼミに1台では少なすぎ、予算の問題があるが、各ゼミ生にiPadを持たせて、普段から使用させることができれば、と考えている。ゼミ生自身がiPad使用の習熟をはかることができ、そこから新たな活用法を見出すことができるのではないかと、考えられるからである。いずれにしても、我われ教員自身、そしてゼミ生が、iPadを頻繁に使用して、そ

の具体的な有用性・有効性を学んでいくことが必要であると考える。

2. 長屋ゼミにおける状況

(1) 長屋ゼミの構成と通常の演習活動

本法律討論会に参加した長屋ゼミは、演習Ⅱを履修する3年生14名で構成される（男子8名、女子6名）。なお、全員が経済法学科に所属する学生である。

本演習は、前期で民事訴訟法を学習する。具体的には、予め配付された事前課題を基に、報告者が論点を明らかにし、それに対する判例や学説を調べ私見を形成し、課題に対する回答を提示した後、参加者全員で議論する形で進められる。民事訴訟法は3年次配当の科目であるため、履修者は全員、授業と同時並行で演習を履修することとなり、場合によっては演習課題が授業の予習となることもある。

後期の演習においては、法律討論会に向けた学習が主な活動となる。討論会のルール上、教員が学習指導をすることはできないため、学生は自主的に学習を進めなければならない。討論会に向けたグループ学習は、演習の時間のみならず、図書館のグループ学習室を利用して授業の空き時間や放課後にも行われており、それに各人の自宅学習が加わる。

演習の履修要件は、民事訴訟法の履修であり、民事訴訟法の履修に際しては、民法Ⅰ（総則・物権、1年次配当）の単位修得が前提となっているのみで、民法Ⅱ以降の民法科目の履修や単位修得は問われない。そのため、演習を履修する学生の中には、いわゆる契約法分野を学習してきていない者も多くおり、例えば2012年度演習Ⅱ履修者においては、民法Ⅱ（契約法、2年次配当）は4名のみが履修したに過ぎない状況であった。したがって、前期演習時には債権総論・各論分野、不法行為法分野についても適宜触れるが、時間の関係上、論点に関連して部分的に扱うのみであ

り、討論会に向けての学習においては、未履修の学生は基礎から自習を積み重ねなければならない¹⁹。

報告や議論、討論会に向けた自主学習において用いられる教材は、文献等の紙媒体がほとんどであるが、判例の調査などにおいては、TKC²⁰や判例体系²¹などの電子媒体も一部利用されている。

(2) 法律討論会をめぐるタブレット端末（iPad）の活用状況と利用効果

以下では、iPad 利用時における足立ゼミとの共通の活用方法に加え、長屋ゼミでの活用状況について記すと共に、それぞれをめぐる効果や利点について記す。

① 図書貸出情報の共有について

当初、図書の長期貸し出しをめぐり、足立ゼミとの教科書・参考文献使用のバッティングが生じることが予測されたが、学生が貸し出しを行わずにその場でコピーをとっていたこともあってか、そのような状況があまり生じなかった。そのため、長屋ゼミとしては、貸出中の図書について情報を共有するという作業は行わなかったようである。

また、長屋ゼミとして足立ゼミの貸出図書リストを参照することもあったようであるが、学生は、図書館で貸出中であること自体、足立ゼミが利用しているものと理解していたようであり、この貸出情報共有についてはあまり機能しなかったものと思われる。

ただ、勉強会で利用した本の記録をとるために、iPad で本の表紙等、タイトルと著者を含む部分を撮影し、ゼミとしての備忘録を作成していた。写真で文献情報を残すことで、後日改めて当該文献が必要となった場合に、ヨリ探し易くなるというメリットがあったようである。

② 活動報告の動画による記録

グループでの勉強会后、都度、2～3分程度の簡単なまとめビデオを撮影し、それを YouTube にアップロードして、ゼミ生限定で公

開することで、ゼミ生全員に活動状況を共有させた。このビデオ撮影には、以下のような効果があったように思われる。

第一に、ゼミ全体の学習状況を共有することが可能となるということである。勉強会の内容を簡単にまとめ、次回勉強会で学習する内容について伝達することで、勉強会に参加できなかった学生にとっても勉強会の内容や進捗を把握することができるだけでなく、次回の範囲や主要論点についても告知されるため、欠席者は、次回までに準備をした上で勉強会に臨むことができていた。

第二に、ゼミ生自身に意識的な学習を行わせることができるということである。YouTubeに動画をアップロードするに際しては、アップロードにかかる時間や視聴する側の集中力を考慮し、なるべく短時間にまとめるよう指示していた。そのため、勉強会が長時間に及んだ場合であっても、それを短縮してビデオにまとめなければならなかった。これにより、学生は学習内容の要点を絞り、見る者にわかりやすく説明する必要が生じ、その結果、当日の勉強内容の定着が図られたと同時に、後日改めて視聴ができることで、当日の議論の詳細を想起するきっかけともなり得たようである。また、議論の際に用いられた板書も併せて撮影することで、言葉だけではなくより具体的に内容を把握できたものと思われる。

第三に、教員側も勉強会の内容や雰囲気、参加状況等を把握することができ、効果的な助言を与えることができるということである。先にも述べたよう、教員は学習上の指導はできないが、直接学習に関わる点以外の事柄に対して、適宜対応する必要が生じる場合もある。例えば、YouTubeでは動画の再生回数も明示されるため、欠席者と比較して極端に再生回数が少ない場合など、学習意欲を喚起するための措置をとる必要があり、ゼミ全体に指導をすべきか、あるいは個別に指導を

すべきかの判断をすることができた。この点、教員も無関心ではないことを学生に伝える一つ的手段となり得ていたのではないかと。

③スケジュール管理

iPadのカレンダーをGoogleカレンダーと同期できることから、当初は、勉強会において次回の日程を決定してiPad上のカレンダーに書き込み、他の学生はwebからGoogleカレンダーでチェックするという使い方を予定していた。しかし、学生が連絡手段としてメーリングリストを作成していたことから、カレンダーに予定を書き込むよりも、直接メーリングリストを利用して勉強会の連絡を流す方法を採用することとなり、結果的にiPadをスケジュール管理に活用することはできなかった。ただ、実際に学生が選択した方法の方が、予定の変更があった場合や、急遽勉強会が決定した際の連絡がし易い等、機動性に優れた側面があると同時に、予定を失念していた場合などのアラームの役割も果たしていたように見受けられる。

④Pages, Numbers, Keynoteの使用

足立ゼミとの申し合わせにより、討論会当日はプレゼンテーションツールとして、Office-PowerPointのiPad版とも言えるプレゼンテーションソフトKeynoteを利用することにしていた。しかし、学生がKeynoteはもとよりiPadの操作自体に習熟しておらず、PowerPointで作成する方が楽であるとの意見が出されたことから、当日はPowerPointによるプレゼンテーションを行うこととなった。

また、Excelに相当するソフトNumbersを利用して、iPad利用報告書を作成し、学生にiPadの利用記録を付けるよう指導した。しかし、この利用報告書は主に勉強会においてiPadをどのように活用したかを報告させる内容となっていたことから、最初のみ数回提出されたものの、その後は提出がなかった。これは、動画撮影による勉強会の報告に重点が置かれたこともあるだろうが、むしろ、毎

回の利用状況がまとめの動画撮影と判例等の文献検索に限られ、それ以外の活用路が見出されなかったという理由もあるのかもしれない。

最後に、Wordに相当するソフト Pages も利用できる環境を整えておいたが、これについてはメモに使用された程度で、目立った活用は見られなかった。

以上の3ソフトは、それぞれ Office のソフトと互換性があるものの、それを利用した活用も見られなかった。

⑤判例検索、情報検索

勉強会や討論会当日に、判例検索を行っていたようである。特に勉強会においては、インターネット環境さえ整えばどこにいてもすぐに判例を探することができるため、法律の学習にとって有意義なものであったと言える²²。また、討論会当日も用語検索等に使用していたようである。

(3) 小括

以上、長屋ゼミにおける具体的な使用を振り返ってみたが、中でも学生・教員双方にとって一番有意義であったと思われるのは、iPad による勉強会のまとめビデオ撮影である。iPad の方が、携帯やスマートフォンよりも大きな画面で撮影ができる上²³、画質も綺麗であり、さらに、容量を気にせずビデオを iPad 内に保存しておくことができる。iPad 内に残された動画は、その年度の活動記録となり、後日参考として活用することもできる。また、処理速度も速いため、アップロードに際しても iPad の方がストレスを感じずに作業を行うことができるであろう。

また、判例等の様々な情報検索も使用頻度が高かったようである。iPad はパソコンに比べて圧倒的に起動が早く、すぐに調べ物をしたい時などは断然便利であり、スマートフォン等と比較しても、上述のように画面の大きさや処理速度などの点から、iPad の方が使いやすいものと思われる。

これに対して、文書作成等の入力を伴う作業については、キー入力の上しさもあつたせいか、あまり活用されなかった。この点、別途キーボードを接続することで解消されるであろうが、iPad をパソコンと同様に利用することの妥当性を検討する必要があるであろう。

全体的に、学生も iPad の操作に慣れていたとは言いがたいが、スマートフォンの延長として使用していたところがあるようで、特に仕様や用法について質問等を受けることはなかった。ただ、スマートフォン等やパソコンの方が学生にとっても馴染みがあり、使いやすいとの声が聞かれた。iPad を日常的に使用させることで、スマートフォン等やパソコンとのより効果的な比較ができるものと考えられるが、これについては、残された課題という観点から検討を加えたい。

3. 今後の課題

法律討論会を通して、学生・教員共に iPad を使用してきたが、いくつかの課題や利用可能性が見つかった。

① iPad の配付について

各ゼミに1台ずつ配付し、その管理は討論会のリーダー又は副リーダーが行っていた。そのため、iPad 管理者がビデオのアップロード等、iPad に関わる作業全般を行うことになってしまい、操作には習熟できたが、その分負担が増大する結果となってしまった。また、前述したよう、検索においてはパソコンよりも利便性が高く、スマートフォン等よりも見易さが優れているという利点があるものの、1台であるがゆえに学生が各自自由に検索するということが叶わなかった。この点、ゼミの中でもグループに分かれて異なる論点を勉強する際など、不便があったものと思われる。

タブレット端末は携帯性が高く、省スペースで起動も早いため、検索に関して言えばパ

ソコンよりも優れていると言えよう。しかし、大人数で共有するものではないとも言え、少なくとも2～3人に1台の割合で配付した方が、より効果的な利用ができたのではないだろうか。

また、複数のiPadを使用させることにより、ドキュメントの共有や、相互の通信機能の利用といった側面を、どのように教育的に利用できるかという問題を検討することができるものとする。

②パソコンとの使い分け

文書作成にiPadがあまり活用されなかった旨述べたが、この点、まさにパソコンとタブレット端末が使い分けされる場面であろう。iPad画面はパソコンよりも小さく、さらにその中にキーが配列されるため、入力画面はより小さくなりドキュメント全体を眺めることができない。また、パソコンとは異なり、キーの入力がタッチパネルとなり、キー配列の幅も狭くなるため、入力スピードが遅くなってしまいう上、カーソルの移動もやりにくい。

この問題を解消するために、先に指摘したよう、ワイヤレスキーボードを接続することも可能であるが、そうするとiPadは単なるディスプレイと化すのみで、iPadの手軽さや利点を活かした使用とは言い難い。起動の早さと文書作成の簡便さを秤にかければ、パソコンを選択する方が作業全体としては効率がいいと思わざるを得ない。

このように考えると、iPadによる文書作成はメモ程度であればよく、キー入力よりもむしろ手書きで入力できる形式の方が便利であるかもしれない。パソコンで作成した資料をiPadに取り込み、それに直接メモなどの書き込みを行い、そのまま保存する等の活用ができれば、メモの紛失もなく文書管理も容易になる上、印刷できない場面でも対応することができるであろう。ノートをとる感覚でドキュメントにメモを取り、それを複数のiPadで共有することも可能となるため、印刷等、

学習における無駄が省けることにも繋がる。

いずれにせよ、文書作成に関しては、iPadだけでは不十分であることが指摘できる。iPadによる文書作成の利点は、現時点では多くないと考えられるが、学習においてメモをとるという作業は必須であり、特に法律の学習においては、関係図を描く必要が生じる場面が多々ある。したがって、この点をどのように取り入れていくかを検討する必要があるだろう。

③iPadの特性を活かした利用方法の検討

繰り返しになるが、iPadの特性として、携帯性、利便性が高いこと、起動の早さによる効率の良さ等があげられる。法律の学習においては判例検索が不可欠であることから、上記特性を備えたiPadによって、検索がどこからでもすぐに行えるのは非常に有用である。

さらに、資料の量も多くなるため、それらを管理するには、電子化という方法が適しているとも考えられる²⁴。法律の学習では、多くの参考資料が必要となる場合が多い²⁵。iPadにそれらを取り込むことで、学習が効率的に行えるであろう。

また、iPadは、必要に応じて相手方へ手渡すこともでき、パソコンよりも機動力に富んでいると言える。さらに、画面をスライドさせることにより簡単に操作できることから、これらを活かしたプレゼンテーションの実施が期待できるのではないだろうか。特に、法律上の事柄は、口頭の説明だけでは、相手方に理解してもらうのは難しいところがある。そこで、視覚に訴える方法を採用することで、臨場感のある説明を行うことができ、それにより深い理解を得られるのではないかと。

この点、教員の学生に対する学習指導という側面にも活用できよう。すなわち、学生に何らかの操作を行わせることにより、聞くだけの学習から、体験する学習へと変化する。これによって、学生に一歩進んだ理解を促す

ことができ、単なる知識ではなく、経験した知識として蓄積させることができる。このような教育方法は、特にシミュレーションを伴う学習において効果を発揮するものと思われ、その有用性には大いに検討すべきであると考ええる。

④学生・教員間等、双方向利用の可能性

iPad には FaceTime 機能²⁶がついており、それを利用してリアルタイムにやり取りをすることができる。これを利用すると、iPad や iPhone 等同士で双方向のやり取りが可能となるため、複数台の iPad 間で話し合いや議論が可能となり、学生間あるいは教員・学生間での対話がいつでも可能となる。特に、質問などの場合、メールなど文章の往復ではなかなか伝わらない場合があるため、直接会って説明できない場合などは便利であろう。

その他、実際、訴訟の場面においてもテレビ電話会議システム等が用いられることから、例えば模擬裁判における証人尋問の場面を再現する場合などに活用できるものと考ええる。

⑤通信環境の整備

これは付随的な事柄であるが、上記にあげた課題や可能性の検討にあたっては、iPad が通信できる状態にあるということが大前提としている。本研究では、Wi-Fi ルーターを利用したが、学内においては電波の入りが悪いく所が殆どであり、円滑な利用が進められたとは言い難い状況であった。せめて、図書館のグループ学習室など、学生が勉強するスペースで、Wi-Fi が自由に使用できる環境の整った場所が提供されることを期待したい²⁷。

⑥その他

各ゼミ共、web ドライブの活用を予定していたが、あまり活用ができなかった事は既に述べた。web ドライブは、文書等の保存に非常に便利であり、フォルダの共有設定をすることによりファイルの共有も可能となる。また、パソコンで作成した文書を iPad で閲

覧・編集することも可能であることから、通信環境が整えば、どこからでもファイルにアクセスできるという利点がある。ただ、このように場所を選ばずいつでも利用できるという点は、個人個人が iPad 自体を携帯していることで最大限に発揮されるものと考えられる。また、スケジュール管理については、個人個人が自らの予定と組み合わせる勉強会の予定を自己管理する方がわかりやすいと言え、勉強に際しての検索等についても、各人が自由に行える方が学習効率も良いであろう。

以上のように考えると、タブレット端末は、基本的に個人が所有し活用することが好ましく、個人のツールとして利用環境が整えられることによって、パソコンや携帯電話との連携も図ることができ、更なる発展的利用を検討することができるものと考ええる。

おわりに—若干のまとめと今後の共同研究の課題

以上、「大学間ゼミ対抗法律討論会」での足立・長屋ゼミでの iPad の利用法とその効用について報告した。足立ゼミの報告は、討論会を通じての学生の成長、長屋ゼミの報告は、iPad の利用法とその問題点に重点をおいた報告となったが、両報告の内容はいずれのゼミにおいても当てはまることである。研究初年度ということもあり、iPad の使用法や操作に若干の混乱はあったが、本共同研究が2012年度の目的に掲げていた「法律学習における iPad の利用方法の基礎的なデータを収集する」という目的は達成することができたことと私たちは評価している。

まず、学生指導の面では、iPad 内蔵のビデオカメラを利用して勉強会のまとめ動画を撮影することにより、学生は自分たちの勉強を振り返ることが可能となり—勉強会に参加していた学生は勉強会の復習となり、諸般の事情で参加できなかった学生は勉強会の様子

を把握できる²⁸、教員も動画を確認することで、学生の勉強の進捗状況を確認し、学生指導に活かすことができる。また、長屋准教授も指摘するように、iPadのFaceTimeを利用しての遠隔地指導も可能となるだろう

(iPadの各人への配布と、Wi-Fi環境の整備が必要となる)。したがって、iPadは、学生指導における記録・コミュニケーションツールとしても有用であることを確認できた。

さらに、学生個人の法律学習にあたって、iPadはそのサポートツールとして高い有用性を持つことも確認することができた。Wi-Fi環境が整備されることが前提となるが、学生は疑問が生じた時にその場でiPadを用いて、法令・判例・文献情報に直接あたることができる。また、教科書や参考資料の電子化が進み、それらをデータとして取り込むことが可能となれば、学生の学習にとって、さらなるメリットを与えることになるだろう。学生は、重い教科書や参考書を携帯したり、図書館に行って資料を閲覧しなくても、その場で疑問点を解消し、法律知識・理論の整理・定着化を図ることができるからである。従来、法律学は、座学という側面が強かったが、iPadのような電子媒体を利用することで、聞くだけの学習から、体験する学習へと進むことができる。iPadの携帯性と利便性は、我われが目的とした実践的私法教育の有用なサポートツールとして効果を発揮することとなるだろう。

ただし、その効果を十分に発揮していくにあたっての最大の課題は、iPadの配布台数にある。2012年度は、各ゼミに1台という態勢で進めたが、これでは学生のうち誰か1人がiPadを操作するだけとなり、学習促進の可能性を秘めたiPadの機能を十分に活かすことができなかつた。予算の問題もあるので難しいのは重々承知ではあるが、1人に1台、せめて学生2、3人に1台の割合でiPadを配布することができれば、iPadの法律学習

サポートツールとしての機能を十分に発揮することができるだろう。そして、そのためには、とりわけ学内において、Wi-Fi環境が整備されることが前提となる。

最後に、2012年度のiPad利用実績と反省を踏まえて、今後の共同研究の方針と課題を挙げておく。法律学は、座学中心の学問である。これが、学生が法律学の勉強から遠ざかる要因の一つにもなっていたと思われる。私たちは、学生が能動的・積極的に法律学の学習に取り組むことができるように、法律学の学習にフィールド・ワーク的な要素を取り入れることができなにか、と考えている。とはいえ、従来、行われていた裁判所・議会・刑務所見学といったものでは、そこから学習に対しての刺激や動機は得られるかもしれないが、学生は受け身の態度に終始することになる。そこで、私たちは、学生に能動的・積極的に学習に向かわせるために、iPadを用いて、①学生に契約成立の過程を追体験させるプログラム、さらには②民事(模擬)裁判のシナリオ作りプログラム、そして③法律討論会に参加するプログラムの三つのプログラムを考え、実践しようとしている。

①については、2013年度に新カリキュラムとして立ち上げられる基礎力養成塾において、長屋塾と足立塾がコラボレーションして、学生に、中古マンションの売買交渉、売買契約書の作成を行わせる。学生はiPadのカメラ機能を用いて、物件の外観・内観を撮影し、それをもとに、中古マンションのチラシをiPadのKeynoteを用いて作成して、売買交渉を買い手(教員)に行い、契約の締結にこぎ着ける。学生は、外でのフィールド・ワーク、チラシの作成や契約書の作成にあたっての作業で、iPadを活用することになる。

また、②においても、学生は模擬裁判のシナリオ作りにあたる。学生は、ある法律上の論点から、それに応じた事実を探していくことになる。学生は、その事実を具体化するに

あたって、iPad で写真または動画を撮影する。また、外でのフィールド・ワークの最中にも、法律上の論点や、判例の確認をしたくなったときに、iPad の通信環境を利用して、判例・法令データベースに直接あたることもできる。また、フィールドワークの際のメモとしても、iPad は活躍することになるだろう。図書館での勉強においても、iPad は実践的な学習ツールとなるだろう。

③においては、2012年度の法律討論会でも使用した。初年度だったため、手探りの状態での利用に留まったが、学生の意見にもあるように、普段からiPad の操作に慣れることで、また、2012年度の利用実績を踏まえて、2013年度はより実践的にiPad の検索機能・メモ機能・記録・コミュニケーション機能を利用していくことができるだろう。

※本研究報告は、2012年度 北星学園大学 特定研究費「タブレット端末を利用した実践的私法教育」による研究成果をまとめたものである。北星学園大学からの支援に感謝する。

主に文献検索装置としての利用をあげるものである。

⁵ 2012年度「大学間ゼミ対抗法律討論会」は、2012年11月24日（土）小樽商科大学にて開催した。参加ゼミは、旭川大学 経済学部 経営経済学科 准教授 佐古田真紀子ゼミ、小樽商科大学 商学部 企業法学科 准教授 南健悟ゼミ、本学 経済学部 経済法学科 准教授 長屋幸世ゼミ、同 准教授 足立清人ゼミの4ゼミである。参加ゼミすべてが、法学部のゼミでないことが、本法律討論会の特徴であった。当日のジャッジは、北海学園大学 法学部 法律学科 准教授 内山敏和先生、北海道大学 法学部 助教 稻垣美穂子先生（現 北海学園大学 法学部 法律学科 専任講師）に行っていた。討論会の問題（2問）は、北海学園大学 法科大学院 教授 四ツ谷有喜先生に作成していただいた。ジャッジ・問題作成の三先生には、この場を借りてお礼を申し上げたい。なお、2013年度「大学間ゼミ対抗法律討論会」は規模を拡大して、既存の4ゼミに、小樽商科大学 商学部 企業法学科 教授 林誠司ゼミ、北海学園大学 法学部 准教授 内山敏和ゼミが加わり、6ゼミ（3試合）で開催する。足立・長屋としては、この法律討論会を機会に、北海道における法学教育が活性化することを願っている。

⁶ iPad の管理は教員が行った。学生が使用する際にiPad を渡し、使用後返還させた。

⁷ 法律討論会では、民法のさまざまな領域から問題が出されるため、通常は、3年ゼミが出場することになっている。担当教員の3年ゼミの希望者が0名だったので、2年ゼミの参加となった。

⁸ 討論会終了以降のゼミは、リハビリ期間として、前期に学んだ知識を思い出すために、当該決定の事実関係・判旨の確認を行った。幸いにも、2012年度2年ゼミ生が、3年次も継続して履修することになったので、この問題についての勉強を（附随的に）継続していく予定である。

私の担当するゼミは、民事判例研究を中心としたゼミでなので、討論会の勉強がそこに加わったところで、普段のゼミと、学生が勉強する分野・対象に大きな齟齬は生じない。しかし、討論会に参加する他のゼミの先生方、本学・長屋准教授は民事訴訟法、旭川大学・

¹ 本研究は、当初の構想として、3年の研究期間を予定しており、初年度にあたる2012年度は、法律討論会を通じて、汎用性に優れるタブレット端末であるiPad の活用路を探求することを目的としていた。しかし、2012年度の研究実践から、3年に期間を限定することなく、恒常的に取り組んでいくことが必要であると感じている。

² ゼミ対抗法律討論会のこれまでの経緯については、長屋幸世・足立清人・佐古田真紀子・南健悟「法律学教育における法律討論会の効用と社会人基礎力の関係」北星論集52巻1号54頁以下〔佐古田担当部分〕を参照。

³ 八幡紘芦史他「入門法廷戦略 戦略的法廷プレゼンテーションの理論と技術」（現代人文社、2009年）を参照。

⁴ 伊藤博文「法学教材提示装置としてのiPadの可能性」愛知大学情報メディアセンター紀要 com 21 (1), 33-43, 2011-02。当該研究は、

佐古田准教授も民事訴訟法、小樽商科大学・南准教授は会社法と、法律討論会の問題=民法の問題と、普段のゼミ展開の間に齟齬が生じてしまう。後期、学生が討論会の勉強にかり切りになってしまうと、それぞれの先生のゼミ展開に支障が生じているものと思われる。民法が私法の基本法であるとはいえ、参加する各ゼミに不公平のない問題の作成も必要なのかもしれない。その他、討論会の開催時期や、ゼミ生の参加形態(ゼミでの参加ではなく、一般学生に参加を募るなど)についても考えなければならないのかもしれない。

⁹ 足立ゼミは、毎週の判例研究と、1年に何回かの企画—外部機関と協力しての講演会の企画・開催を、ゼミの活動としている。判例研究にせよ、企画活動にせよ、上級生が下級生に、取り組み方・やり方の手ほどきをすることが、ゼミの伝統となっている。

¹⁰ 具体的には、2年ゼミ生がテキストを各章ごとにまとめて、レジュメを作成し、4年ゼミ生の前で発表し、質疑応答をするという形式で、毎週木曜に勉強会を行っていた。2年生・4年生ともに、木曜の勉強会以前に、勉強会に備えてのプレ・勉強会を各学年ごとに行っていた。4年ゼミ生は、自分たちの勉強にもなると考えて、独自でレジュメを作成していた。

夏休み中、足立は勉強会の運営には一切携わっていない。ただし、勉強会の進捗状況については、4年から随時報告を受け、また、2年ゼミ生間の勉強に対しての温度差についても、2年ゼミ生から相談を受けていた。

¹¹ これは、正規ゼミ生間、さらには正規ゼミ生4名と新たに加わった学生2名との間にも存在した。この温度差から、ゼミ生間に葛藤が生じていた。この葛藤をどう解決していくか、ゼミ生が試行錯誤していくことは、社会人基礎力(チームワーク)の涵養に役立つ。

¹² 他人に教えることで、自分自身のためにもなる、という考え方から、4年が2年と一緒に勉強すべきであるという立場、そして、2年ゼミ生の自律を促すためにも、4年は、2年を突き放して、2年自身に勉強させ、4年は質疑応答などの最低限のチェックをしていくべきだ、という立場の対立があった。4年ゼミでのこの意見の対立は、その後の4年ゼミ生と下級生との関わり方にも陰を

落としていくことになる(対立は解消されなかった)。

¹³ 勉強会全体で、無断欠席が多かったり、進捗状況の確認ができなかったりなどの問題が生じていた。月並みな表現になるが、早めの「報告・連絡・相談」が必要であるとの意見が、2年・4年ゼミ生双方から出されていた。

¹⁴ 本学の民法のカリキュラムは、2013年度以降、「民法Ⅰ(民法総則・物権)」(1年次後期・4単位)、「民法Ⅱ(契約法)」(2年次前期・4単位)、「民法Ⅲ(民法再入門)」(民法Ⅰを履修できなかった学生に対しての再入門クラス)(2年次前期・2単位)、「民法Ⅳ(債権総論)」(2年次後期・2単位)、「民法Ⅴ(担保物権)」(3年次前期・2単位)、「民法Ⅵ(親族法)」(3年次後期・2単位)、「民法Ⅶ(相続法)」(4年次前期・2単位)となっている。

¹⁵ 2012年度、2年次前期「民法Ⅱ(契約法)」、2年次後期「民法Ⅳ(債権総論)」の講義は、足立が担当した。今回の討論会の問題は、講義で学んだ知識が、学生に定着しているかを測るうえで、大いに参考になった(その結果は、昨年の討論会でも感じたことであるが(長屋・足立他・前掲注(2)88頁注41aを参照)、講義で学んだ知識が学生にあまり定着していないことが分かっただけであった)。2012年度、昨年度の法律討論会での反省を踏まえて、講義スタイルを一変した。講義で学んだ知識を実際に活用し(学生の理解を深め)、学生の講義外での学習を促すために、90分の講義前半で、基本知識の講義を行い、後半で、講義で学んだ知識を活用するための問題と、次回の講義で扱う論点に関わる問題を学生に課し、実際に考えさせた。学生が問題を解いている間は、教室を巡廻して、学生に積極的に話しかけるようにした。そして、問題の回答については、次回の講義前日までに足立に提出させ、添削のうえ返却し、次回の講義の最初に若干の解説を行った。しかし、2012年度の取り組みも、学生の知識の定着には至らなかったことになる。今回の結果を踏まえて、講義スタイルの更なる改善を行っていきたい。

¹⁶ 金曜5限は、2年ゼミの時間であったが、ゼミ生からの申し出で、討論会の勉強時間に当てることになった。

- ¹⁷ 前掲注(15)を参照。
- ¹⁸ 参加者の宿泊費・交通費を共同研究費と大学のゼミ活動補助費から補助していただいた。感謝したい。
- ¹⁹ 長屋ゼミでは、足立ゼミとは異なり、学年をまたいだ縦のつながりが無い。したがって、前年度の討論会の様子は前年度に撮影した映像を見るほか、教員からの口頭説明によって把握するのみであった。また、学習の進め方等についても、ゼミ内でリーダー・副リーダーを中心に決定していくため、学生の自主性やコミュニケーション力、協調性という側面で、様々な問題に直面し、それらを乗り越えていったようである。討論会終了後の各学生の様子や反省の弁を見るに、この討論会を通じて、学生自身が様々なことを学んだようであり、それが、4年次となった現在においては、就職活動の場面でよく活かされているように見受けられる。人間的に成長する機会となったこともまた、討論会の一つの効用と言えるであろう。
- ²⁰ 経済法学科で提供している、法学教育研究支援システム。学生にはIDが交付されるが、利用は2、3年生が中心となる。学外からの利用が可能である上、判例検索の他、法律用語辞典や判例百選を閲覧することができるため、自宅での学習にも役立つ。
- ²¹ 第一法規が提供する法情報総合データベース。図書館のホームページからアクセスできるが、学内専用である。
- ²² 学生には、iPadと共にWi-Fiルーターも貸与していたが、学内の電波状況があまり良くないこともあり、使いたい場所で使用できないというストレスを感じたという意見が多く聞かれた。
- ²³ ただ、重量的にはiPadの方がスマートフォン等よりも勝るため、撮影時の負担は大きいかもしれない。
- ²⁴ 現に、弁護士によるiPad活用の一例として、訴訟に関する資料を電子化し、iPadに取り入れるというものがある。
- ²⁵ 六法の他、参考書の中には既に電子化されているものも存在する。法律の専門書は比較的厚い物が多いため、多くの資料を必要とする場合に、電子化された資料を用いることができれば、学生にとっても負担が少なくなるであろう(法律を学ぶ学生は、大荷物であることが多いのは周知のことである)。
- ²⁶ Wi-Fiを利用したビデオ通話機能。iPadで利用するためには、登録したApple IDを入力し、連絡先情報としてメールアドレスを入力する。そのアドレスが、発着信に利用される。
- ²⁷ 2012年度の法律討論会は小樽商科大学で実施したが、討論会会場はWi-Fiが完備された教室で、外部の者もゲストユーザーとしてWi-Fiの使用ができた。このような教室があると、iPad等タブレット端末の利用が一層活発になるものと思われる。
- ²⁸ これは、学生間で勉強の面でのコミュニケーションをはかるための材料となるだろう。また、法律討論会の準備過程で各ゼミで問題となる学生間の意識の差を無くすことにもつながるかもしれない。

[Abstract]

**The Report of Research of the Practical Private Law
Education Using iPad :
iPad Use in Seminar Legal Debate Between Universities,
and the Effects of Legal Debate in Private Law Education**

Kiyoto ADACHI
Yukiyo NAGAYA

When studying law, students usually sit at their desks and open their textbooks. These days, however, they tend to avoid reading such difficult texts and don't seem to be interested in learning only by reading books. On the other hand, attorneys begin to use various computer devices in the practical fields to manage their schedules or the pile of documents. TV conference systems are used even in the court. iPad is thought to be a very useful device, which has a lot of mobility, can cooperate with other devices like cellphone and PC, and is also used in business presentations. But when it comes to legal education, only PC has been mainly used in searching case laws, articles, and so on and in writing papers. If students can use iPad when studying, it will free them from restrictions of time and place and will make their study progressive. This leads students to more practical learning as a result. This research attempts to consider possible ways and the utility of using iPad in private law education through the legal debate.